



# YELL・Spirits

2011年5月号

エール・スピリッツ

発行：社会保険労務士法人エール  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018  
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072  
Email：info@sr-yell.com



## Contents

- 代表より
- 算定基礎調査の保険者算定の要件が新たに追加
- 被災者の積極的採用を検討されている企業様へ
- おすすめポイント ネット de 賃金
- 労務相談室
- 企業PRコーナー
- スタッフコラム

鎌倉です。

震災から約2カ月が経ちました。4歳の娘は、今日も友達と保育園で「地震ごっこ」「津波ごっこ」をしています。複雑な気持ちですが、子供なりに状況を理解しようとしている過程で必要なことから無理に禁止しない、行き過ぎた場合は保育士が入るから大丈夫と園長から話があり、見守っています。

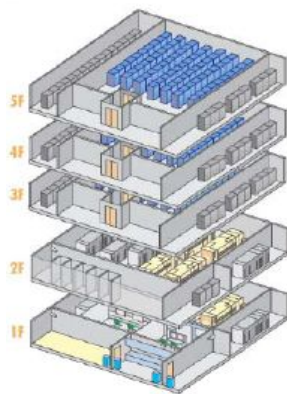
震災から1カ月以上散歩・外遊び禁止、余震に備えて1時間以内に迎えに来られる人の確保、保護者はミクシーの登録をすることなど保育園の過ごし方やルールも変わりました。社会の不安を敏感に感じ取る子供たち、しかし、こんな時だからこそ、演じてでも大人はどっしりと構えていたいと思うのです。

企業経営もそうですね。備えなければならないこと、先の見通し、考えなければならないことは少なくありませんが、経営者が前を向いてどっしりとしていることだけで社内の安心、安定が生まれるのではないかと思うのです。経営者が前向きでなければ、中小企業は動けません。こんな時だから、どっしりと構えるのがよいと私自身は考えています。きっと、大丈夫だといえる人が必要です。

4月に入り、被災者の雇用について、顧問先企業様からのお問い合わせが増えています。ハローワーク求人票に「被災者特例求人」と記載して頂くと公開の際、被災者が求人で検索しやすくなります。寮や赴任旅費の支給が歓迎されています。被災者雇用に関する助成金(4頁に掲載)は若年者について一部施行されていますが、その他は補正予算が通った後となりそうです。情報が入り次第、エールよりお伝えしていきます。

震災後、子供たちと映画(子供向けのアニメ)を見ました。

砂漠の町と化した地球を、一旦は負けそうになったヒロインがみんなで力をあわせて立ち上がり、地球を復活させるというストーリーなのですが、震災後の日本に重ね合わせました。映画のように急展開とはいかなくとも、私たち一人一人が為すべきことをなし、この国の未来に、復興につなげたい、そう思いました。



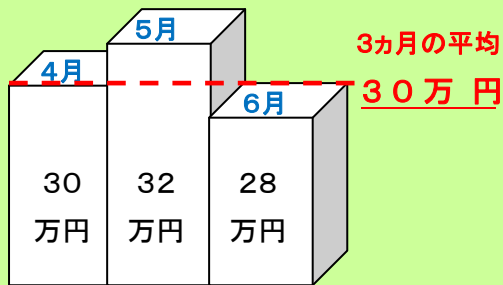
震災でデータ保護についてお問い合わせを頂きました。  
エールでは外部データセンターに全ての毎日データを送信しております。データセンターは震度6でも継続利用でき、万一の災害時にも迅速にデータが復旧できるよう備えております。また、エールで顧問先企業様に提供しておりますクラウドコンピューティングはサーバーを都内と大阪の2カ所に設置しており、地震や落雷等でもデータ保護面においても強みがございます。

(左記は外部データセンターです)

## 算定基礎調査の保険者算定の要件が新たに追加

### ◆◇社会保険算定基礎調査とは?◇◆

社会保険では、毎年4月・5月・6月の3ヵ月間に支給された報酬(給与)の平均額により、その年の9月から翌年の8月までの社会保険料算定の基礎となる標準報酬月額を決定します。この標準報酬月額を決定するための調査を算定基礎調査といい、毎年7月に実施されます。



この金額により標準報酬月額が決定。

その年の9月から翌年8月までの社会保険料の算定の基礎となります。

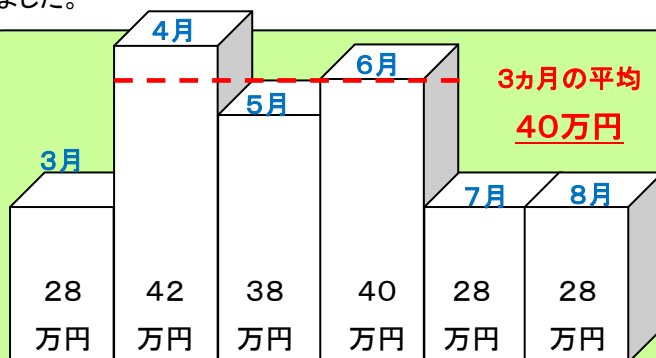
- ・健康保険料 = 標準報酬月額 × 健康保険料率
- ・厚生年金 = 標準報酬月額 × 厚生年金保険料率

### ◆◇保険者算定◇◆

4月・5月・6月の3ヵ月間の平均により算定した標準報酬月額が著しく不当(実態と合わない)である場合は、保険者(=年金事務所、健康保険組合)が標準報酬月額を算定することとされており、これを保険者算定と呼んでいます。これまで保険者算定が行われるのは次の3つに限られていました。

- ① 4・5・6月に3月分以前の給料の遅配分を受け、またはさかのぼった昇給によって数ヵ月分の昇給額を一括して受けた場合
- ② 4・5・6月のいずれかの月に低額の休職給を受けた場合
- ③ 4・5・6月のいずれかの月にストライキによる賃金カットがあった場合

4・5・6月の3ヵ月間に支給された報酬(給与)には、その間の時間外割増賃金も含まれます。このため、決算処理や年度初めの業務繁忙等で、4・5・6月の時間外割増賃金が通常月よりも多く支給されている場合にも、この3ヵ月間の平均で標準報酬月額が決定されてしまうため、1年間高い社会保険料となってしまうケースが多くありました。



4・5・6月は業務繁忙時期のため、時間外割増賃金が高額。

通常月は28万円程度であっても、標準報酬月額は3ヵ月平均の40万円をもとに決定。

(※標準報酬月額は41万円)

1年間は保険料は高いままとなる。

### ● 賃金台帳ご送付のお願い

算定基礎調査のため、4・5・6月の賃金台帳を弊社までご送付下さい。

### ● 昇給・降給等の賃金変更のご連絡のお願い

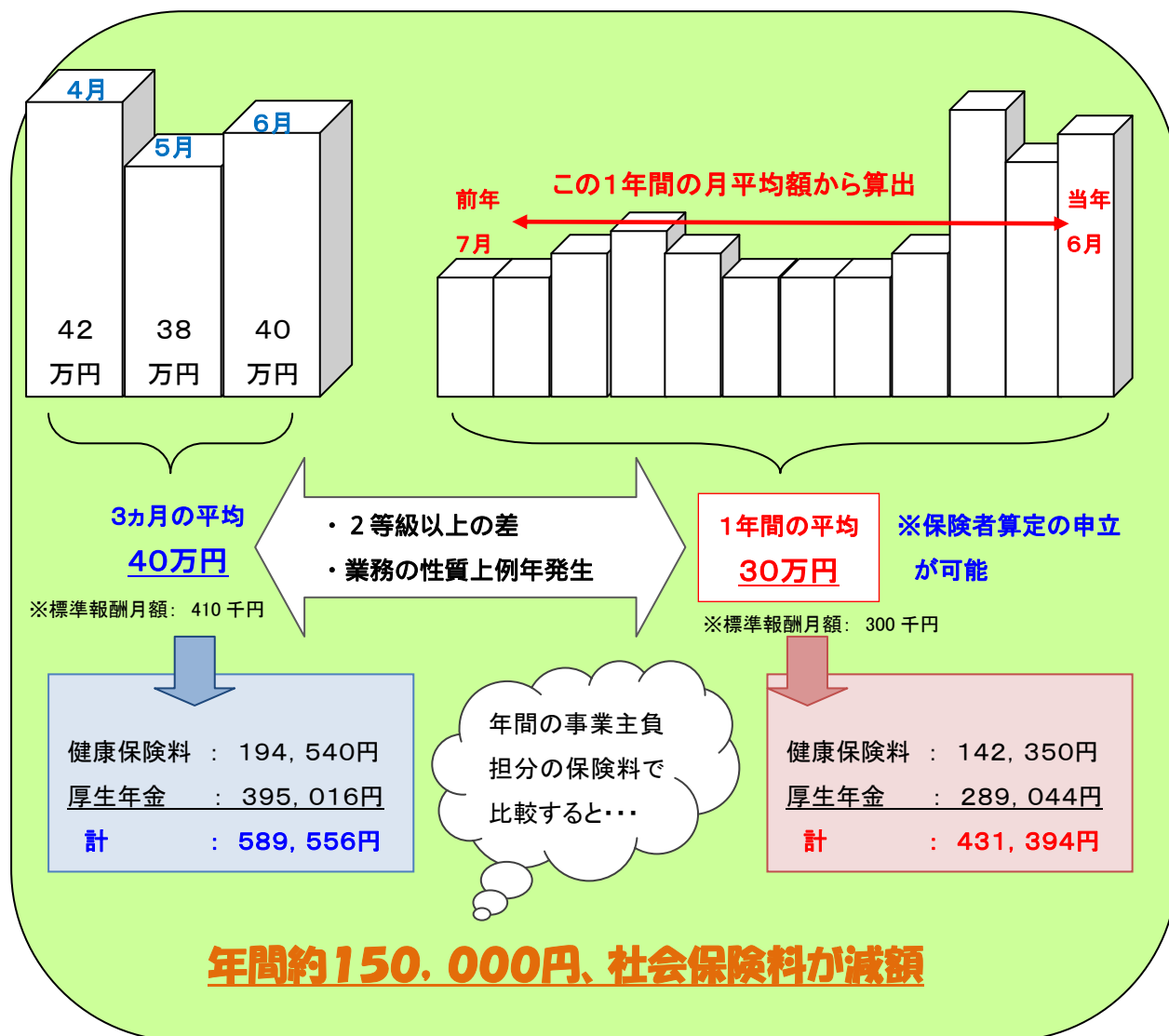
昇給・降給、手当(通勤手当を含む)の変更、賃金体系の変更(時給⇒月給)がある場合は、ご連絡下さい。

## ◆◇保険者算定の新たな要件◇◆

平成23年3月31日の改正により、次の要件が追加されました。

- ④ 当年の4・5・6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と前年の7月から当年の6月までに受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

※保険者算定は保険者(=年金事務所、健康保険組合)が行うため、手続きとしては、上記要件に該当することの申立書(被保険者の同意書も添付)が必要です。



詳細については、追ってQ&Aが厚労省より発表される予定となっております。

これまで年度初めの業務繁忙等で、通常月と比べ、4・5・6月の時間外割増賃金を多く支給していたような場合は、今回新たに追加された保険者算定の要件により、社会保険料が下がる可能性があります。

※この特例を希望される場合(毎年4・5・6月の賃金が突出して高いケース)は、事前にメールまで必ずご連絡いただきますようお願い致します。

# 被災者の積極的採用を検討されている企業様へ

震災被災地では、事業所がなくなったり、事業を継続できない状態となったために、数多くの方々が仕事を失い、生活再建のために新たな就職先を探されています。

被災者の方々の積極的な雇入れをお考えの企業様は、求人手続きを行う際に、「**震災被災者対象求人**」としてハローワークにお申込み下さい。

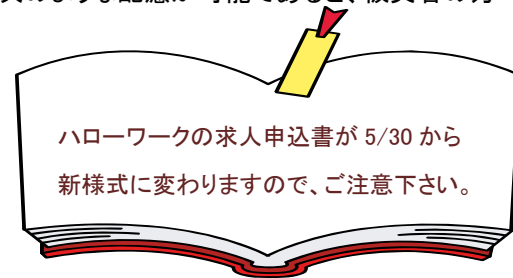
## Q 「震災被災者対象求人」と通常の求人は何が違う？

求人手続きの方法や、求人申込書は通常の求人と同じですが、被災者の方々が求人を検索する際に、「震災被災者」(新卒者の場合は「震災新卒者」)というキーワードで検索を行うため、求人を探しやすくなります。

## Q 条件などは特に配慮する必要がありますか？

労働時間・賃金等は通常の求人と同じで構いませんが、次のような配慮が可能であると、被災者の方々が求人に応募しやすくなります。

- 社宅・寮の利用ができる
- 住宅手当の支給
- 面接の際の交通費や宿泊代を負担
- 被災地から赴任する際の引っ越し費用等を負担
- 現地で面接を行う



また、通常は「面接」のみで選考を行っている企業も、遠方からの応募となるため、「書類選考」後に「面接」としたほうが双方の負担を軽減できるでしょう。

## Q 被災者を雇用した場合、何か助成金がありますか？

現時点では被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人(震災特例専用求人)を提出し、対象者を採用した事業主に対しては、次の奨励金の支給額の拡充、要件の緩和が行われています。

### ■ 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

ハローワークに「震災特例専用求人」を提出し、平成21年3月以降に大学等を卒業後、安定した就労経験がない既卒者を正規雇用した事業主に対して…

- ・対象者が正規雇用から6ヵ月定着した場合に、**120万円支給** ※通常100万円(20万円増)
- ・1事業所**最大10回(震災特例対象者10人)**まで支給が可能 ※通常1事業所1回限り

### ■ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

ハローワークに「震災特例専用求人」を提出し、平成21年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者を有期雇用(原則3ヵ月)した事業主に対して…

- ・有期雇用期間(原則3ヵ月): **1人月額10万円**
- ・対象者が正規雇用から3ヵ月定着した場合に、**60万円支給** ※通常50万円(10万円増)

☆補正予算で今後、他の助成金制度の新設も検討されています。

おすすめ  
ポイント！

# ネットde賃金



パソコンさえあれば、いつでも  
どこでも給与計算が可能。

ネット de 賃金は、その名のとおりに、ネット上で給与計算を行えるため、必要なのはパソコンとID・パスワードだけです。お忙しい社長様が外出先での空き時間を利用したり、奥様のご自宅で計算を行うこともできます。



社会保険料・雇用保険料の設定、  
変更の作業が不要。(エールで処理します。)

エールでもお客様と同じ画面を確認することができるため、操作に困ったときも、安心です。

保険料もエールで変更を行うため、面倒な保険料の変更やミスを防ぐことができます。

デモ画面、ご確認いただけます！

お問い合わせ下さい。TEL:045-549-1071



yeil

労務相談室

【今月のテーマ】

健康保険 限度額適用認定証

Q

社員が病気のため、入院し、手術することとなりました。

医療費がかなり高額となりそうですが、負担を軽減できないでしょうか？

A

医療費が高額となった場合には、協会けんぽに「高額療養費」の申請を行うことができますが、この場合、一度窓口で医療費を支払う必要があり、また、給付金の支給が数カ月後となってしまうことがあります。

70歳未満の方で入院により医療費が高額となるのが事前にわかっている場合には、あらかじめ「限度額適用認定証」の発行手続きを行い、医療機関に提示することにより、窓口での支払いが一定額(報酬によって異なります。)で済むようになります。



被保険者

被扶養者

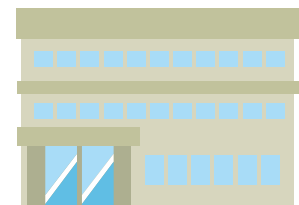
① 事前に「限度額適用認定申請書」で申請



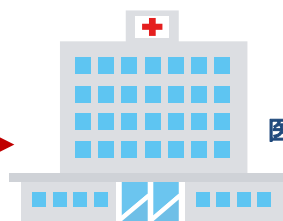
② 「限度額適用認定証」を交付



③ 「健康保険証」と「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示



全国健康保険協会  
(協会けんぽ)



医療機関

## 企業PRコーナー

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたら川村までご連絡下さい。



少数精鋭を武器に質の高い引越しを行うムービングエス・安さを武器に定額引越しが売りのジュンムービング。グループ会社として、都内・神奈川を中心に地域に密着した引越サービスを展開しています。震災後は東北地方の引越しも手掛けるとともに、被災地支援のため緊急物資も届けています。上記の写真は、洗濯機、冷蔵庫、生活雑貨等の緊急物資を岩手・宮城に届けたときのものです。その模様は各社ホームページのブログでも紹介しております。是非一度ご覧下さい。また、お役に立てることがあれば、ご連絡下さい。



株式会社ムービングエス  
横浜市都筑区葛が谷 14 - 23  
TEL : 045 - 948 - 5021  
FAX : 045 - 948 - 5022

<http://www.moving-s.com>



株式会社ジュンムービング  
横浜市港北区高田西 1-11-18  
TEL : 045 - 590 - 0930  
FAX : 045 - 590 - 0989

<http://www.junmoving.co.jp>

## スタッフコラム

今月のコラム  
は、瀧川 が  
担当します。



瀧川です

現在、日本は900兆円から1千兆円もの財政赤字を抱えており、それを1億2千万人の人口で割ると、国民一人当たり約800万円の借金を抱えていることになります。赤ちゃんであっても生まれたと同時に借金を背負わされるのが今の日本の現状で、皆さんもテレビや新聞等で耳にしたことがあると思います。そんな国の借金、最近読んだ本で驚くべき数字を目にしました。このまま少子高齢化が進み、今の子供たちが30代・40代になったとき、日本に住む人の一人当たりの借金は1億500万円にもなると試算が出ていました。なんとも途方もない金額ではないですか。ようやく消費税の増税論も本格化してきていますが、この景気が低迷している中での増税はさらなる景気の下げ要因になることは想像できます。しかし、今何かしらの手を打たなければ、待っているのは暗い未来です。将来に目を向けたとき、国民一人一人が今何をすべきか真剣に考える時に来ているのではないかと感じました